

津南町U・Iターン住宅取得補助金Q&A

(令和4年10月1日時点)

■補助対象要件に関して

Q：住所は津南町外に置いたままにし、取得した空き家を別荘として購入する場合は補助対象となりますか。

A：補助対象にはなりません。津南町内に取得した住宅に住所を置き5年以上居住することが補助対象要件です。

Q：取得住宅に住所を置いた日から5年経過しないうちに町内転居しました。この場合も補助金返還する必要がありますか。

A：補助金返還する必要があります。「取得した住宅に5年以上継続して住所を置き、居住すること」が補助対象要件です。そのため、町内転居であっても取得住宅から別の住宅に転居した場合は返還の必要がありますので、担当課へご相談ください。

Q：二拠点居住の場合は補助対象となりますか。

A：津南町内に取得した住宅に住所を置き5年以上居住する場合は補助対象となります。

■申請手続きに関して

Q：いつまでに申請すればいいですか。

A：以下のいずれかです。

- ①転入した日から3年以内に住宅取得した場合
⇒住宅取得した日から1年以内
- ②住宅取得した日から1年以内に転入した場合
⇒転入日から1年以内

Q：「住宅取得した日」とはいつですか。

A：「住宅取得した日」とは、契約書に記載してある住宅の引渡日です。（※登記完了日ではありません。）この日を1日目と起算し計算してください。補助金審査の際は契約書に記載の引渡日を確認しますので、契約書に引渡日を明示しておくようお願いします。

Q：「転入日」とはいつですか。

A：「転入日」は、津南町の住民票の「住民となった年月日」に記載されている年月日のことです。この日を1日目と起算し計算してください。

津南町 U・I ターン住宅取得補助金 Q&A (令和4年10月1日時点)

Q：取得した住宅が共有名義の場合、どのように申請すればよいですか。

A：共有名義者それぞれが申請書を作成し同時期にご提出ください。添付書類のうち重複するものに関しては、どちらか片方は省略可能です。なお、共有名義の場合は、住宅の出資額が補助対象経費となりますのでご注意ください。

例1 物件：120万円の中古住宅

夫：持分 1/2 出資額 60万円 年齢 40歳 (=補助対象)

妻：持分 1/2 出資額 60万円 年齢 40歳 (=補助対象)

⇒旦那さん、奥さんそれぞれが申請してください。それぞれ補助額は 60万円× $1/8=75,000$ 円となり、夫婦で合わせて15万円の補助金交付となります。

例2 物件：120万円の中古住宅

夫：持分 1/2 出資額 60万円 年齢 60歳 (=補助対象外)

妻：持分 1/2 出資額 60万円 年齢 40歳 (=補助対象)

⇒年齢要件が45歳以下のため旦那さんは補助対象外です。補助対象要件を満たす奥さんのみが申請可能です。補助額は、60万円× $1/8=75,000$ 円です。

Q：転入前と転入後で世帯員の構成が異なります。申請時の提出書類に「世帯員全員の納税証明書」とありますが、転入前の世帯員なのか転入後の世帯員なのか、どちらでしょうか。

A：申請時の世帯員（転入後の世帯員）の納税証明書をご提出ください。

Q：納税証明書はいつのものを提出すればよいですか。

A：直近のものを提出してください。津南町に転入してから賦課期日（課税の基準日となる1月1日）が到来していない場合は、転入前住所地の納税証明書をご提出ください。